

令和4年度地域型保育事業所設置及び運営事業者公募要領

1 趣旨

和光市では、「第2期子ども・子育て支援事業計画」の中間見直しを行い、待機児童の解消に資する保育サービス提供の基盤整備を行うため、令和4年度において以下のとおり地域型保育事業所の整備及び運営を行う事業者を公募します。

2 公募の条件等

(1) 事業施設等の確保

本事業の施設等は、事業者が自ら所有する物件又は所有者との賃貸借契約により確保するものとします。

(2) 整備する施設

施設種別	小規模保育事業所 事業所種別 A型（保育園の分園型・職員全員が保育士）もしくは B型（職員数の1/2以上が保育士）
開設日	令和5年4月1日
定員	19名の定員とし、以下の要件を満たすこと。定員の最終的な設定は、市との協議によるものとします。 ・構成は1歳児及び2歳児とし、2歳児の定員は1歳児の定員以上とすることとします。
保育時間	午前7時から午後6時までの11時間
休所日	日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、12月29日から1月3日まで（休日保育の実施を妨げるものではありません。）
その他保育事業	家庭的保育事業及び小規模保育事業の他、次の保育事業を実施するものとします。 ①障害児保育 また、次の保育事業の実施は必須ではありませんが、実施が望ましいものとします。 ①延長保育 上記に定める事業に加え、他の事業提案をすることができます。なお、提案された事業の実施の可否は、市との協議により決定するものとします。
連携施設	「和光市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」第7条の規定に基づき、連携施設を確保するものとします。 要件：保育内容の支援、代替保育の提供、卒園児の受け入れ ※ 市内教育・保育施設を連携施設として設定することとします。 ※ 複数の連携施設の設定により、すべての要件を満たすことも可とします。
整備について	施設整備にあたっては、法令、規定等を遵守することとともに、設備については、別紙「小規模保育事業所の設備等について」も併せて確認してください。

(3) 整備エリア

公募地域	整備件数 (定員)	公募事業者数
白子2～3丁目、下新倉2丁目、新倉1丁目、 本町、丸山台1～3丁目	1ヶ所 (19名)	1事業者

※ 各日常生活圏域に隣接している、東武東上線沿線付近での新設を希望しています。

(4) 整備に当たっての注意事項

ア 近隣住民等への配慮

施設整備に当たっては、昨今の保育所等整備に係る生活環境の変化への懸念等を鑑み、近隣住民に対し十分な説明を行うとともに、意見や要望に対して誠実に対応すること。

イ 施設整備に当たっての留意事項

- (ア) 物件を賃貸借する場合は、物件所有者が事業運営について承諾していること。
- (イ) 施設の延床面積が200㎡を超える場合、建築基準法で定める保育の用途に変更すること。
- (ウ) 建築基準法における新耐震基準（昭和56年6月1日施行）により建築された建物であること。なお、これによらない場合は建築物の耐震診断及び改修促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号）に定める方法より行った耐震診断により、鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物にあつては I_s 値が0.6以上かつ、 q 値が1.0以上もしくは $C_t u S_d$ 値が0.3以上、木造の建築物にあつては I_w 値が1.0以上であることが確認された建築物であること。
- (エ) 保護者が送迎の際に一時的に利用する自転車の駐輪場所に配慮すること。
- (オ) 周辺環境を考慮し、保育事業所としての安全に配慮した施設とすること。
- (カ) 施設整備にあつては、法令、規定等を遵守すること。

3 整備に係る補助金

市では、施設整備に係る補助金として、令和4年度保育対策総合支援事業費補助金を活用する予定です。（うち1/2国負担、1/4市負担、1/4事業者負担）この補助金交付要綱に基づき、市が算出した補助金の採択を前提とし、市の予算の範囲内で交付します。補助制度が変更となった場合は、変更後の補助制度に基づき交付いたします。なお、補助対象外の法人については、施設整備の補助金はありません。

①対象経費

賃貸物件により、新たに小規模保育事業所を設置するために必要な改修等にかかる費用

②補助基準額

3,200万円（令和4年度予定）

③補助金の額の算定方法

補助金の額は、上記②の補助基準額と補助対象経費を比較して少ない方の額を選定額とし、選定額に4分の3を乗じて得た額（千円未満の端数は切り捨てた額）とする。

4 応募資格

本事業に応募できる者は、次に掲げる事由の全てに該当する者としてします。

- (1) 法人種別が次のいずれかに該当するものであること。
 - ア 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第22条に規定する社会福祉法人
 - イ 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)等に規定する一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人及び公益財団法人
 - ウ 日本赤十字社法(昭和27年法律第305号)に規定する日本赤十字社
 - エ 特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人
 - オ 会社法(平成17年法律第86号)第2条第1号に規定する会社
- (2) 代表者が成年被後見人、被保佐人又は破産者でないこと。
- (3) 法人の役員等(児童福祉法第34条の15第3項第4号二に規定する役員等をいう。)は、和光市暴力団排除条例(平成24年条例第26号)第2条第2号の暴力団員でないこと。
- (4) 直近の会計年度において、家庭的保育事業等を経営する事業以外の事業を含む当該主体の全体の決算について、3年以上連続して損失を計上していないこと。
- (5) 公募申請事業の整備に必要な資金を有し、かつ、当該申請事業を1年間行うために必要な経費の1ヶ月分に相当する資金を普通預金等により保有していること。
- (6) 法人及び代表者が、国税及び地方税を滞納していないこと。
- (7) 公募申請事業に係る施設の施設長が、保育所その他の児童福祉施設又は家庭的保育事業等において2年以上勤務した経験を有する者又はこれと同等以上の知識及び経験を有する者を配置できること。
- (8) 公募申請事業に係る施設が賃貸借の場合は、1年間の賃借料の額に相当する資金を有し、かつ、賃借料を安定的に支払うための財源が確保されていること。
- (9) 経営担当役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。)が社会的信望を有すること。
- (10) 児童福祉法第34条の15第3項第4号の欠格事由に該当しないこと。
- (11) 子ども・子育て支援法第52条第2項に該当しないこと。
- (12) 施設を利用する保護者はもとより、地域との信頼関係を築ける事業者であること。
- (13) 「保育所保育指針(平成29年厚生労働省告示第117号)」を十分に理解し、和光市子ども・子育て支援事業計画に基づく子ども・子育て支援行政について積極的に協力できる事業者であること。
- (14) 宗教活動や政治活動を目的とした事業者ではないこと。
- (15) その他法令等に違反しない事業者であること。

5 事業者選定スケジュール

- (1) 公募要領の配布
 - ア 配布期間 令和4年10月7日(金)～11月4日(金)までの間の市役所開庁日
8時30分から正午まで、13時から17時まで。
 - イ 配布場所 和光市役所1階 和光市子どもあんしん部保育施設課

※ 市ホームページからダウンロード可

※ 郵送、ファックス及びメールによる配付は行いません。

(2) 質問受付

ア 受付期間 令和4年10月7日(金)～10月12日(水)

イ 受付方法 FAX又は電子メールにより提出、様式は任意です。

ウ 提出先 配布場所と同じです。

エ 回答 令和4年10月14日(金)

※ 質問事業者へFAX又は電子メールにより回答します。

※ 質問内容及び回答は、本市が必要であると判断した場合は、質問事業者以外にも市ホームページなどで公開します。

(3) 参加表明書受付

ア 受付期間 令和4年10月7日(金)～10月20日(木)

イ 受付方法 HPに掲載の「参加表明書」に記入の上、電子メールにより提出。

ウ 提出先 配布場所と同じです。

(4) 公募申請受付

ア 受付期間 令和4年10月7日(金)～11月4日(金)

8時30分から正午まで、13時から17時まで。

※ 期日内に(3)参加表明書の提出がない場合申請を受け付けません。

イ 受付方法 窓口提出

※ 郵送、ファックス及びメールによる提出の受付はできません。

ウ 提出場所 配布場所と同じです。

エ 提出部数 11部(原本1部、写し10部)

オ 提出書類 別紙「提出書類一覧表」のとおり

(5) 第1回選定委員会 11月下旬

(6) 第2回選定委員会(公開プレゼンテーション及びヒアリング、事業者選定)

11月下旬～12月上旬

※ 後日、実施日等詳細について通知します。

(7) 選定結果の公表(ホームページ等) 12月上旬～12月中旬

(8) 選定事業者との協議 12月中旬以降

(9) 準備協定締結 12月中旬以降

6 提出書類の作成方法

[公募申請用]

(1) 様式に定めのないものは、A4版で様式は任意とします。

(2) 提出書類の綴じ方は、別紙一覧表の順序に従い、番号を記載したインデックスを貼りA4フラットファイルで提出してください。

(3) 表紙及び背表紙には「令和4年度地域型保育事業所公募申請書(正本又は副本)」、施設名(仮称可)、事業者名を明記してください。

(4) 事業エリアが複数ある場合は、エリア毎にフラットファイルを分けて提出書類を作成し

てください。

- (5) 同一施設内で複数事業を実施する場合は、事業毎に4運営計画概要書を作成してください。
- (6) 別施設で複数事業を実施する場合は、事業毎に3施設計画概要書及び4運営計画概要書を作成してください。
- (7) 持参時に書類の確認を行いますが、提出前に再度ご確認ください。

[公開プレゼンテーション及びヒアリング用]

公開プレゼンテーションの日程、時間配分等は後日通知します。

- (1) 3日前までに公開プレゼンテーション及びヒアリング用資料を25部提出してください。
(郵送可)
- (2) 上記資料を投影してプレゼンテーションを行うことを希望する場合は、同日までに電子データを問合せ先に提出してください。(郵送可)

7 選定の基準

事業者選定における評価は、以下の基準により行います。

(主な項目)

- (1) 応募の動機・運営方針
- (2) 経営基盤の安定性
- (3) 資金計画・設計の考え方
- (4) 和光市子ども・子育て支援事業との関わり方
- (5) 保育方針・提供するサービス・保育等の質
- (6) 事業展開・職員の配置計画の確実性

8 事業者の選定

(1) 事業者の選考等

選考に当たっては、事業者による公開プレゼンテーション及びヒアリングを行い、選考委員会の審査結果に基づき市長が事業者を決定します。

(2) 審査結果の公表

選考結果は、該当事業者全員に通知し、市のホームページで公表します。

(3) 決定した事業者との協議・協定締結

市は、決定した事業者と細目協議を行い、協定を締結します。

(4) 次順位の事業者との協議

次の場合は、次順位の事業者と交渉を行います。

- ・ 決定した事業者が参加資格を有しなくなったとき。
- ・ 決定した事業者が辞退の届出をしたとき。
- ・ 決定した事業者との協議が不調となったとき。

(5) その他

審査及び決定した事業者との協議の結果、協議が成立しなかった場合には再度公募する場合があります。また、選定等の結果について異議を申し立てることはできません。

9 留意事項

(1) 費用の負担

決定されない場合も含めて、応募・協議のために要した費用は、全て応募者の負担とします。市は補償しないものとします。

(2) 提供した資料の取扱い

市が提供した資料等は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁じます。

また、この検討の目的の範囲内であっても、市の承諾を得ることなく、第三者に対してこれを使用させ、又は内容を開示することを禁じます。

(3) 提出書類の変更の禁止

提出書類の提出期限後における差し替え及び再提出は認めません。

(4) 虚偽の記載をした場合

応募者が提出書類に虚偽の記載をした場合は、応募を無効とします。

(5) 提出書類の取扱い

ア 提出書類は、理由のいかんを問わず返却しません。

イ 提出書類の著作権は、事業者が決定するまでの間は、応募者に帰属します。ただし、市は、事業者の選考に資する報告等のため、必要な場合には提案書類の内容を無償で使用できるものとします。

ウ 事業者の決定後、選考された応募者の提出書類の著作権は市に帰属します。

エ 提出書類（選考されていない応募者の提出書類を含む。）を和光市情報公開条例（平成12年条例第48号）による公文書として取り扱い、同条例による開示請求があった場合は、個人のプライバシーや企業秘密などの不開示情報に該当する部分を除き、開示します。

10 問合せ先

和光市 子どもあんしん部 保育施設課 施設整備担当

〒351-0192 和光市広沢1-5

電話 048(424)9131

FAX 048(464)1926

Eメール d0200@city.wako.lg.jp

（容量3MB以上になると受信できない可能性があります。お手数ですが、軽量化や分割するなどのご対応をお願いいたします。）

No.	書 類 名	部数	説 明	
1	公募申請書	1 1 部	様式 1	
	書添 類付 1-1 応募の動機	1 1 部		
2	法人概要書	1 1 部	様式 2	
	添 付 書 類	2-1 理事会、取締役会などの 議事録	1 1 部	事業設置を決定したもの。(原本証明の あるもの)
		2-2 法人登記簿謄本	1 1 部	申請日前3ヶ月以内に発行されたもの
		2-3 定款	1 1 部	最新のもの
		2-4 法人代表者の履歴書	1 1 部	
		2-5 財産目録	1 1 部	最新のもの
		2-6 決算書	1 1 部	直近3年度分
3	施設計画概要書	1 1 部	様式 3	
	添 付 書 類	3-1 位置図	1 1 部	
		3-2 施設・設備の配置図	1 1 部	保育室および敷地から2か所2方向の 避難経路を明記
		3-3 施設平面図	1 1 部	用途名、床面積、有効面積を記入するこ と。
		3-4 事業実施予定建物の建 物検査済証の写し等	1 1 部	建築確認申請書(写)、確認済証(写)およ び検査済証(写)(検査済証を紛失している 場合は、検査済証の交付を受けた旨が記載 されている台帳記載事項証明書(原本)) ※ 新築物件等で提出できない場合は、提出 予定日を記載した文書。 保育室等が2階以上の場合、耐火建築物又 は準耐火建築物であることがわかる文書
		3-5 資金計画	1 1 部	賃貸物件で改修等の必要性がある場合 は提出すること。また、借入金がある場 合は、償還計画を含むこと。
		3-6 保育事業所設置承諾書	1 1 部	賃貸物件の場合は、提出すること。
4	運営計画概要書	1 1 部	様式 4	
	添 付 書 類	4-1 収支予算書	1 1 部	3年分
		4-2 その他保育事業提案書	1 1 部	事業ごとに作成 ※地域子ども・子育て支援事業を実施する 場合は、定員を明記すること。
		4-3 施設の目的及び運営方 針	1 1 部	保育施設としての目的及び運営方針
		4-4 保育計画	1 1 部	保育指針に基づいた ・全体的な計画(案) ・年齢毎の指導計画(案)及び個別的計画 (様式)を提出すること。

	4-5 給食対応	11部	給食、調理、食育、アレルギー児対応、食中毒対応など
	4-6 安全・防犯・災害対策	11部	具体的対応
	4-7 虐待への対応	11部	具体的対応
	4-8 苦情対応	11部	具体的対応
	4-9 保護者との連絡	11部	保育内容等の理解、協力を得る方策
	4-10 人材育成	11部	職員研修内容、育成方策など
	4-11 個人情報の保護	11部	個人情報の保護のための方策
5	既設園行政監査の指摘事項の写し	11部	
他	プレゼン用資料※	25部	データも併せて提出すること。

※ プレゼン用資料は、第2回選定委員会の3日前までには提出してください。（郵送可）